

区民のみなさまへ!!

～浸水時の対応について～

浸水などの災害のときには被害地域が不衛生となり、感染症や食中毒が発生しやすくなります。特に次のことに注意しましょう。

- 水は必ず水道水を使い、なま物、なま水は口にしないようにしてください
 - ☞ 水道水に異常を感じた場合には、大阪市水道局お客さまセンターへ連絡してください（電話 6458-1132）
- 炊事前、食事前、用便のあとは、手を石けんでよく洗ってください
- 下痢、腹痛、発熱など、体に異常があるときは医師の診察を受けてください
- ハエ、ゴキブリ、ネズミ等の駆除に努めてください

水がひいたあとは消毒を!!

- 泥などの汚れは水で洗い流すか、雑巾でよく拭きとる
- 家の周囲などは、消毒液をジョウロや噴霧器などで地面がまんべんなく濡れるようにまく
- 屋内の床、家財に噴霧器で消毒液をまく場合には、濡れるようにまき、そのあとよく換気して乾燥させる
- 食器類はよく洗ったあと消毒液へつけ込むか、熱湯消毒する
- ゴミなどはできるだけ1カ所にまとめ、消毒しておく

☞ 浸水被害で発生したゴミは、環境局城北事業センターへ回収を依頼してください（電話 6913-3960）

※ 手動噴霧器は旭区役所保健福祉課保健衛生担当の窓口で貸し出します。数に限りがありますので、あらかじめお問い合わせください。



お問い合わせ先：

旭区役所 保健担当 電話 6957-9973（区役所 2階 26番窓口）